

人事院公平委員会 御中

平成 29 年 1 月 6 日

請求人 三井 環

## 上 申 書

平成 14 年 5 月 10 日法務大臣森山眞弓は、三井環に対し下記内容の懲戒免職処分をした。

三井環は直ちに人事院に対して上記懲戒免職処分の取り消しを求め不服申し立てをした。

処分の理由

被処分者は

第 1 暴力団幹部である亀谷直人が実姉名義で所有するいわゆる競売物件である神戸市中央区加納町 2 丁目 13 番 16 号室北野ダイヤハイツ 501 号室（以下「本件マンション」という）につき売却価格 1651 万円で売却許可決定を得た後、亀谷のいわゆる舎弟である光武帝こと渡真利忠光及び不動産業者である田中徹を介し、亀谷との間で、同人が本件マンション代金 2000 万円で買い戻す旨の売買契約を締結し、その際、被処分者の要求により亀谷の実姉名義か

ら被処分者名義への所有権移転登記に伴う登録免許税等を亀谷が負担するとの特約が成立していたものであるが、本件マンションに被処分者が居住しているかのように偽って、登録免許税の軽減措置を受けようと企て、渡真利らと共謀の上

1 真実は、被処分者は、平成11年7月15日頃から同13年6月末頃までは神戸市灘区篠原伯母野山町3丁目25番3号に居住し、同年7月1日頃以降は兵庫県西宮市二見町14番18号所在のメゾン甲子園北棟771号室に居住しており本件マンションに居住の事実はないにもかかわらず、同年7月24日、神戸市中央区雲井通5丁目1番1号所在の同市中央区役所において、同区役所備付けの市内転入届用紙に、被処分者が、同日、同市灘区篠原伯母野山町3丁目25番3号から同市中央区加納町2丁目13番16号の本件マンションに転入した旨の虚偽の転入事実を記載し、届け出人として被処分者の署名・押印をして、内容虚偽の転入届1通作成した上、これを同区役所担当者に提出し、情を知らない同担当者をして、同区役所の端末機が接続されている同区加納町6丁目5番1号所在の同市役所備付けの権利、義務に関する公正証書の原本たるべき電磁的記録である住民基本台帳データベースにその旨の虚偽の転入事実を記録させ、これを即時同所に備付けさせて公正証書の原本としての用に供した

2 同年8月1日、上記中央区役所において、同区役所担当者に対し、真実は、被処分者が本件マンションに居住の事実はなく、所有権移転登記の登録免許税率の軽減措置が受けられる場合ではないにもかかわらず、本件マンションに入居済と記載した「登録免許税率の軽減を受ける『住宅用家屋』の証明申請書」に被処分者が本件マンションに居住している旨虚偽の記載がされた住民票の写し等の関係書類を添えて提出して、租税特別措置法73条の規定

により所有権の移転登記の登録免許税率がその価格の1000分の50から1000分の3に軽減される措置（本件における減額分48万5400円）の適用を受けるための証明書の交付を申請し、同担当者らをして、同住民票の写し等の内容通り、被処分者が本件マンションを居住の用に供しているものと誤信させ、よって、その場で同区役所担当者から、同区長作成名義に係る本件マンションは登録免許税率が軽減される住宅用家屋であることを証明する旨の記載がされた「登録免許税率の軽減を受ける『住宅用家屋』の証明書」1通の交付を受け、もって、人を欺いて財物を交付させた。

第2 平成11年7月15日から同年14年4月22日まで、大阪高等検察庁公安部長として勤務し、同部の所管に係る各種事件等の捜査及び処分の決定、情報の収集等の職務に従事していたものであるが

1 本件マンションを取得するにあたり、その所有者である亀谷の素性を知るため職権を濫用して同人の暴力団所属状況等に関する資料を入手しようと企て、同13年2月14日頃、大阪市北区西天満1丁目12番7号所在の当時大阪高等検察庁において、被処分者において亀谷に関する捜査はしておらず、同人の暴力団所属状況等に関する資料を入手する職務上の必要性は何ら存しないにもかかわらず、同検察庁職員を介するなどして神戸市中央区橋通1丁目4番1号所在の神戸地方検察庁に刑事部刑事事務課刑事資料係係長として勤務する高島宏之に対し、その職務に藉口し、あたかも捜査上の必要があるかのように装い、亀谷の氏名等を伝えて同人の暴力団所属状況等に関する捜査資料を送付するように命じ、同月14日、情を知らない同係長をして、亀谷の所属する暴力団組織である「五代目山口組二代目佐藤組」の活動状況等を記載した捜査資料を入手させたうえ、上記神戸地方検察庁から上記大阪高等

検察庁の被処分者あてにファクシミリを使用して送信させ、もって職権を濫用して人に義務なきことをおこなわせた

2 本件マンションの買い戻し交渉に当たっていた渡真利の素性を知るため、職権を濫用して同人の前科調書を入手しようと企て、同年11月7日上記大阪高等検察庁において、被処分者において渡真利に関する捜査をしておらず、同人の前科調書を入手する職務上の必要性は何ら存しないにもかかわらず、同検察庁公安部公安事務課長坂崎俊一に対し、その職務に藉口し、あたかも捜査上の必要があるかのように装い、渡真利の氏名及び生年月日を伝えて同人の前科調書を入手して交付するように命じ、情を知らない同課長をして、渡真利の前科照会を行わせて、その前科調書を入手させた上、それを自己に交付させ、もって、職権を濫用して人に義務なきことを行わせたものである。

第3 上記懲戒免職処分の内容について、順次、反論したい。

① 請求人三井環は、平成13年2月8日神戸地裁の特別売却により本件マンションを1651万円で落札し、同月15日付で売却許可決定を得た。

裁判所の現況調査報告書には、「亀谷直人という組関係者が居住していたが執行妨害だということを恐れて、すでに退去済みで空き家状態である」旨、記載されていた。

請求人は高校に入学する次男の通学の便宜などを考え、自己及び家族の居住用として、また、将来自らが弁護士を開業した場合には、事務所兼住所として使用すべく（実際本件マンションは、居住用の玄関と、事務所用の玄関が2つあり、その間取りはそのような仕様に適していると考えられた）本件マンションは居住用として落札したのである。

その後、請求人宅に無言電話がかかるなどしたため、兵庫県警に連絡して相談するなどした。

平成13年2月21日、亀谷久美子から売却許可決定に対して、執行抗告が申し立てられた。

同年5月19日不動産仲介業者の有限会社神戸ランド代表取締役田中徹から請求人に連絡があった。

請求人が神戸ランドに行くと、田中徹と亀谷久美子の代理人と称する渡真利忠光がいて、本件マンションを2000万円で買い戻したいとのことで、同月24日買い戻し契約が締結された（添付資料①）。

田中徹、渡真利忠光とは初対面である。今まででも、亀谷久美子と、亀谷直人とも全く、面識はない。

買い戻しに応じた理由については、刑事事件の冒頭陳述要旨、弁論要旨、被告人質問、田中徹の証言要旨を参照されたい。

5月24日買い戻しの契約（添付資料①）をしたが、同年7月5日頃になって、渡真利が諸費用さえ払えないので契約を延期してほしいと言いつた。それを聞いた請求人は「もうこれはだめだというか、そもそも買い戻しの意思さえないと思った」。

② 請求人は買い戻し契約が履行されることはないと考え、当初の目的通り、自ら居住するため、銀行ローンの手続きなどをするように動き始めた。

銀行ローンの担当者は、さくら銀行の三宮ローンセンターの岡田という女性であった。7月24日、担当者の岡田から、本件マンションに住民票を移動してください、銀行の内部手続きが煩雑になりますので、前もって住民票を移動してほしい」と言われ、中央区役所において住民票を移動した。

7月26日、三宮ローンセンターにおいて、担当者岡田、田中徹、司法書士、三井環の4人で、1400万円の金銭消費貸借契約書と、抵当権設定などの関係書類を作成した。他に火災保険の申し込みと、その書類の作成もした。自ら居住するのであるから、火災保険の申し込みをした。

7月26日、請求人の依頼により、田中は本件マンションにある家具等の撤去と、鍵の引き渡しを受けるための念書を作成し、その旨FAXで渡真利に伝えた(添付資料 ④)。

8月1日、請求人三井環は、三宮ローンセンターにおいて、1400万円の融資を受けた。

保管金受け入れ手続き添付書、裁判所提出用を見ていただければわかりますが、平成13年8月1日、さくら銀行神戸駅前支店から、神戸地裁に残代金1320万円の振り込みをした。その段階で請求人三井環が、所有権を取得した。

自ら居住する目的であったので、田中に軽減手続きの依頼をし、中央区役所において減免手続きの用紙を受領し、これらの書類を裁判所に提出した。

③ 鍵の引き渡しは8月1日(添付資料 ③)、請求人三井環が所有者となった時点で、田中が三井環の代理として、引き渡しを受け、翌日の8月2日、田中と共に鍵を取り換えるべく、三井環は本件マンションの玄関に行った。

田中は予め鍵屋の名前と電話番号を調査し、メモしてくれていた。そのメモによると、オノヤ金属電話341-5571、フキ神戸222-3269、カギ屋金物店341-2564の3軒であった(添付資料 ②)。

8月1日、渡真利から鍵と念書を受領した旨の電話が田中からあった(添付資料 ③と④)。請求人は田中に「鍵を取り換えるから一緒に来てくれない

か」と依頼した。請求人は、田中と、渡真利から預かった鍵をもって本件マンションへ行き、田中が玄関の鍵穴に渡真利から預かった鍵で開けようとしたところ、501号室も502号室も開かなかった。

結局、渡真利が偽物の鍵を田中に預けたわけだった。これは意図的なものと思われた。本物の鍵と偽物の鍵の区別がつかないはずがない。請求人は悪質だと思ったので、カギを壊そうかと思った。

田中と相談すると、田中はとりあえず渡真利に連絡をしてみる、ということによって携帯から渡真利に電話をすると、「7月上旬頃から亀谷組長が荷物を運んで中に入っている」と、すごい剣幕で怒鳴っていた。

実際、裁判所の現況調査報告書には、上記記載したとおり、空き室であったと、なっていたので、請求人は、その執行官の報告書を信用して入札した。

ところが、渡真利忠光は亀谷直人が中にいると言い出した。

本来、8月1日作成の念書(添付資料 ④)のとおり、鍵の引渡と、家具の事前撤去をし、明け渡しをしなければならないのが亀谷直人である。

ところが、部屋の中にいると言い出したり、鍵は偽物であったりしたので、請求人の所有物なのに、亀谷直人が無断で入居することは出来ない。

結局、渡真利忠光は大嘘をついたのである。

田中は仲介を降りたいと言い出した。

田中は意図的に渡真利から偽物の鍵を渡されたと言っている。家具など事前撤去、鍵の引き渡しを要求したのは、請求人、自らが入居する為である。亀谷側に転売するのであれば、鍵の引き渡しと、家具など事前撤去を求める必要は全くない。

④ 懲戒免職処分の理由として、軽減措置を受けたのは亀谷直人、渡真利忠光、田中徹、請求人三井環の4人が共謀して、軽減措置を受けたとしている。大仲主任検事が三井環を逮捕する前に捜査報告書を作成したが、その内容と同じである。その捜査報告書は亀谷直人、渡真利忠光、田中徹ら関係者を事前に全く取り調べることなく、一方的な憶測で作成したものである。極めて異常である。

逮捕しようとする捜査手順としては、事前に、その被疑者らを取り調べるのが通常である。今回は、関係者を誰も全く取り調べることをしなかった。請求人三井環は、4月22日任意同行され、何の弁解も聞かずにいきなり逮捕された。最初から何が何でも逮捕、勾留、起訴することが決定していたのである。

そして、検察は、亀谷直人、渡真利忠光、田中徹らを逮捕勾留し、検面調書を作成した。特捜部大仲土和主任検事の上記捜査報告書の「共謀」とある憶測を、大坪弘道検事が共謀などという虚構のストーリーを作り上げ、そのストーリーに沿った検面調書を作成したのだ。虚構のストーリーを作成するには、亀谷直人、渡真利忠光、田中徹らの検面調書ががんじがらめに作成することが必要になる。

村木厚子事件でも同じであるが、関係者は村木厚子と共謀した旨の検面調書を作成したが、法廷において、関係者の証人尋問をした結果、いずれも共謀の事実がなかったと証言した。そして、無実となった。

このように検面調書は虚構の検面であっても、被疑者は脅かされたり、なだめられたりして、検察の虚構のストーリーに沿った調書を作成されても、署名捺印するものである。大坪弘道は、「検事はやろうと思えば何でもできる」と、自署で書いている。



軽減措置の共謀とは何なのか。それならば、亀谷直人が軽減措置の利益を得ることになる。

なぜ、請求人三井環が亀谷直人のために、軽減措置を取らなければならないのか。大坪弘道が作った虚構のストーリーには、理由も根拠もない。三井環が亀谷直人と一度も面識がないのに、手間暇や時間をかけて、1400万円のローンを組むなどという、利害が相反する亀谷直人の利益を図る必要がない。三井環が自己の利益を考えるならば、契約違反の違約金200万円を受領するのが、もっとも手っ取り早いのである。三井環はスムーズに住居として所有して、住もうとしたから、敢えて軋轢を回避しようと考えたに過ぎない。

5月24日付の買い戻し契約書には、亀谷側が登録免許税等を支払うことになっている。大仲主任検事、大坪弘道はこれにヒントを得て、真実は共謀ではないのに、共謀であるという虚構のストーリーをでっちあげた。

請求人三井環は、亀谷直人とも亀谷久美子とも話したことも、今でも、面識もない。したがって、亀谷直人の利益のために、共謀する必要もない。ただスムーズな入居を視野にいれて、行動したに過ぎない。

平成25年9月29日（甲38号証）を十分吟味検討されたい。亀谷直人を取り調べた野口副検事は、共謀性につき渡真利からは事後報告が多かったと、亀谷直人が返事すると、野口副検事は「そんなことないやろ」と声を荒げた。

その後の取り調べで、野口副検事は両手を机につき、頭も机に擦り付けるように下げていた。この日から「会長、会長」と言い、入るときも出るときも、頭を擦り付けるようにした。このようにして野口副検事は、なだめたり、脅したりして、その結果、亀谷直人は二人（渡真利忠光、田中徹）の調書に合わせておいてくれと野口副検事に言い、野口副検事は、共謀性について、真実

に反する虚偽の検面調書を作成した。

亀谷直人は刑務所での出張尋問において、共謀性につき検面調書通り証言し（立会検事から、何度も何度も証人テストが繰り返された）、その結果、亀谷直人は真実に反する証言をした。

ところが亀谷直人は、請求人三井環が亀谷にアクションしたわけでもないのに、その手紙において共謀性について真相を語ったものである。真相を三井に知ってもらうために、手紙を三井環宛に発信した。

⑤ 上記の通り 7 月 5 日頃、渡真利は請求人三井環に期日を延期してほしいと伝えたが、三井環は買戻し資金も、その意思もないものと判断し、その後は、自らが居住するためのローン契約、抵当権設定、住民票の移動、玄関鍵類の引き渡し、家具の事前撤去などを要求し、8 月 1 日に玄関の鍵の引き渡しを受けた。亀谷側が居住するのであれば、鍵の引き渡しなど求める必要は全くない。鍵の引き渡しを受けたのは、居住する為である。4 人が軽減措置について共謀した事実は全くない。その共謀は大坪検事が虚構のストーリーを作って、でっちあげたものである。

その後、亀谷側は買戻し資金を準備するでもなく、約 10 カ月の長期に渡って、入居の利益を得た。月家賃 20 万円くらいであるので、約 200 万円の居住の利益を得た計算になる。むしろ亀谷直人は、入居の利益を得るためだけの目的で居座った。

前科 13 犯の渡真利忠光、執行妨害の前歴ある亀谷直人らが虚構のストーリーを証言し、それを信用性があると刑事裁判官は判断し、30 数年間、検察で独自捜査を 50 件なした請求人の主張を無視した極めて異常な認定である。どちらに信用性があるのか、一般社会人が判断しても一目瞭然である。

結局、請求人三井環は、神戸地裁の執行官に強制執行の申立てをして、平成14年3月末頃、執行官が取り換えた新しい鍵を受領し、水道、電気を開栓し、リフォームをするなどの準備をしていた。

甲第3号証、ザ・スクープの動画にリフォームをする道具、ふろおけ、マット等が映し出されている。

⑥ ところが4月22日、いきなり請求人は逮捕された。

その経緯は、平成14年1月末頃、元大阪高検検事長荒川のもとに、亀谷側から『怪文書』が提供され、それを荒川は、大阪高検大塚次席検事に手渡したが、『怪文書』であるので手元に置いたままであった。

ところが、ザ・スクープの鳥越俊太郎が、4月22日昼から大阪で裏金事件の取材収録をするとの情報をつかんだ。

三井環の情報収集の窓口は、最高検の絹川検事であった。

4月18日大阪高検大塚次席検事は、大阪地検佐々木検事正に『怪文書』を手渡し、主任検事に大仲が指名された。大仲は誰も取り調べることなく、捜査報告書だけで、4月21日深夜、三井環の逮捕状請求をした。他の検事が招集されたのは、4月21日夕方であった。三井環の取り調べをした水沼検事は、事件の内容を全く把握していなかった。

家族は本件マンションに居住したが、請求人三井環が家族とともに居住出来たのは、保釈になってからである。

あれだけテレビ、新聞等で大々的に報道されたのに、軽減措置の申請が虚偽であるならば、法務局はその差額の返還を求めるなど是正すべきであったのに、それもなく当初の意図通り軽減された。

それを、三井環が住む気もないと判定した裁判所は異常である。

検察は、もともと三井環を犯罪人に仕立てあげる意図があるから、そのようにしたとしても、裁判所がそのような判断をすること自体が、のちに判決をした裁判官が、判決をしながら、判決文原本を4か月間放置したこと、裁判長がヨーロッパに慰労出張したことでも証明される。

そして、判決文が高裁と最高裁に事前に流れたということも、指摘しなければならない重要なことである。

偽物の鍵を手渡した渡真利は入居妨害をしたものであり、請求人三井環は自ら居住するため軽減措置を受けたのであり、渡真利の話はすべてが嘘であると言っても過言ではない。

⑦ 高田特捜部長と同期のヤメ検谷弁護士が、渡真利や亀谷の弁護を引き受けたという。亀谷も渡真利も谷弁護士とは面識がないという。

公判でそれを尋ねられた渡真利忠光は、妻が谷弁護士を知っていたと、うろたえたように証言した。

高田特捜部長が谷弁護士に依頼し、渡真利の贈賄事件を早期結審し、その有罪認定を請求人三井環事件に利用しようとしたものと思われる。既成事実を作り、したがって、請求人三井環の収賄事件も有罪であると、前もって画策したものである。

渡真利忠光の公判は1回のみで結審した。

渡真利は累犯前科があるので、有罪であれば実刑となる。5カ月の実刑であったが、実刑となってもその犯罪事実が真実であるとはいえない。当時、渡真利は多数の詐欺等の告訴、告発をされていた。それと取引することは極めて容易である。大坪弘道はそれをやり通したに過ぎない。

⑧ 甲第15～18号証は、ジャーナリスト西岡健介が亀谷直人の西岡宛の手紙

の内容を週刊朝日に掲載した。

その弁護士費用も、関西のヤメ検たちが出し合って、渡眞利忠光たちの弁護費用を捻出したという。金の出どころを調べるのが、本来のあるべき姿の正義の検察でなければならない。渡眞利忠光たちの弁護費用のお金は、どこから、どのように流れたか、それを調べて、明らかにすべきである。

⑨ 甲 40 号証、41 号証は、読売テレビから三井環に依頼があり、「たかじんのそこまで言って委員会」に出演した。

甲第 40 号証（週刊朝日）の内容を大写しにして、「検察の裏金についてぶちまけたいことがある。本気で三井事件の話をすれば、今でも 2, 3 人の検事の首が飛ぶ」との大坪弘道の週間朝日の記事をナレーターが朗読して、番組が進行した。大坪弘道が週間朝日の記事で、「今でも、2, 3 人の検事の首が飛ぶ」という発言は、極めて重要である。そこに、三井環事件の裏の隠された真相がある。

三井環は告発スケジュールにつき発言。朝日新聞東京本社が連休明けに裏金作りの犯罪を 1 面トップで報道し、三井環が現職のまま、社会面で 1 問 1 答形式で答え、それをもとに、当時の民主党幹事長である菅直人が法務委員会で、裏金作りを追求。その過程で、三井環を参考人招致、裏金作りの全容を発言、国会内で記者会見をして、検事のバッチを外すというスケジュールが、平成 14 年 4 月 19 日金曜日に決定したことをテレビの前で発言した。甲 3 号証「ザ・スクープ」の DVD を参照されたい。

⑩ 甲 27 号証 「日本の裏金」古川利明著は、三井の判決文が事前に流出したと記載。中央による事前チェックか。この告発文は民主党国会議員で「河村たかし」のところに郵送で届けられた。1 月 26 日昼ころのことであって、2 月

1 日が請求人三井環の判決公判であった。その数日前のことである。大阪地裁の三井環の担当判事は、大阪高裁の裁判所の求めに応じて、事前に判決文を渡している。

極秘で大阪高裁から最高裁にも法務省、最高検察庁にも流れていると推認できる。大阪地裁の担当裁判官に対して、最高裁、法務省、最高検察庁から圧力がかけられたのではないかと思われる。

仮にも無罪判決が出れば、なぜこんな事件で逮捕起訴したのか、国民から大きな批判が上がることは必至である。

平成 28 年 12 月 28 日、『日刊ゲンダイ』に対し、裏付けするためコメントを求めた。そのコメントの内容は下記のとおりである。” 2005 年 1 月 29 日付、28 日発行の日刊ゲンダイに掲載した 民主党、衆議院議員河村たかし議員に対し速達で送られた。2005 年 1 月 26 日昼ころ、その告発は事務所に届いた。判決前にこの内部告発を出すべきかどうか悩んだがやはり出すべきだと思い、日刊ゲンダイの北に託した。

2005 年 2 月 1 日午前 10 時から、大阪地裁で開かれた判決では、この内部告発文に書かれてあった内容と大筋で合致していた。管理職として、法曹界に身を置く立場で法曹界に入って数十年、間もなく定年を迎えるキャリアが“内部告発”というコメント(添付資料 ⑤ 日刊ゲンダ新聞記事)。

判決内容を見ても前科 13 犯の詐欺師の証言のみに依存し、自分たちの仲間である検事という職業を約 30 年間やってきて、独自捜査 50 件をした実績のある検事の証言と、どちらが信ぴょう性があるか、小学生でもわかることである。自分たちの検事という職業に対する侮蔑である。

これによって、まともに仕事をしている検事という職業への侮辱と、ヤ

クザの証言が、検事の証言よりも優先したという結果を、日本の社会に知らしめ、三井環の捜査陣頭指揮をした原田明夫検事総長の罪は、とてつもなく大きい。大阪地検佐々木検事正は、三井環逮捕に反対したという。

グランドカーム事件では、渡真利が架空の接待をでっちあげた。当時、渡真利は神戸にいて、物理的に接待が不可能であるにもかかわらず、一審判決は無罪とはしたものの、灰色認定をした。明らかに判決自体が異常というよりほかはない。真っ白の案件を、灰色認定にした。

⑪ 平成 28 年 8 月 5 日付の処分庁からの認否書によれば、「処分事実以外の事実についても、本件懲戒処分決定に当たって重要な情状として、正当に考慮しうるものであり、かつ、実際に考慮されたものである」との主張は虚偽であって、事実は、本件懲戒処分は第 1 次起訴日に、同内容で、懲戒免職処分がされたものである。

「重要な情状として正当に考慮したのか、実際に考慮されたもの」との主張は、この懲戒免職処分の理由を、時間的にさかのぼることは不可能であって、懲戒免職処分をした日時で、理由が示されなければならないのは、小学生でもわかることである。現在の法務省の意図的な虚偽、捏造というほかはない。

これから第 2 次逮捕の捜査をするのであるのに、時間的にさかのぼって、懲戒免職処分時に、「重要な情状として正当に考慮したのか、実際に考慮されたもの」と主張することは、物理的な時間軸に照らしても、明らかに虚偽である。

⑫ 平成 13 年 11 月に、当時の原田検事総長と、森山眞弓法務大臣が、加納駿輔裏金問題について、記者会見までして「法務検察の裏金作りは事実無根

である」と言って、国民に大うそをついたことが原点である。

村木厚子事件では、フロッピーディスクを改ざんした前田検事が起訴され有罪判決を受け、その前田を隠蔽したとして、当時の大阪地検特捜部長大坪弘道が逮捕、勾留、起訴され、有罪判決を受けた。

大坪は、村木事件の虚構のストーリーを作成した人物である。三井環事件の虚構のストーリーを作成した時と全く同じである。

小沢一郎事件では東京地検特捜部検事が虚偽の捜査報告書を作成したとして、減俸処分の上、田代検事本人は辞職。

上記の平成 28 年 8 月 5 日付の認否書によれば、これを作成した法務大臣の代理人の検事は、検察官としての資質能力がないというべきである。

大阪高裁の判決では、裏金作りはおおむね認定されており、ジャーナリスト、評論家等の間では、法務検察の裏金作りは今では公知の事実となっている。その後、検察の裏金作りは国会の委員会で、鈴木宗男議員、保坂展人議員らが追求するも、現在まで隠蔽されたままである。

長年、法務検察は裏金作りの犯罪を行っていたのに、自己保身と法務検察が裏では裏金作りという犯罪を犯し、表では犯罪者を検挙している。その実態が国民に知られるのを恐れ、法務検察の信用を失墜させないため、原田明夫検事総長は、国民に大うそをついたのである。上記に記したように、30年近く真面目に働いてきた検事の証言よりも、ヤクザのウソの証言を、自らの保身のために部下に命じて、虚偽の罪をでっちあげさせ、三井環を罪人に仕立て上げ、日本検察の信用を失墜させた。

原田検事総長こそ大悪人であり、かつ巨悪犯罪者である。

元検事総長原田明夫は『けもの道』により、時の政権に裏金作りという弱



点を握られ、その後、政権に対する特捜部としての捜査ができなくなった。大阪地検検事正らの裏金作りの犯罪を刑事告発したが、当時の原田明夫検事総長は、これを「嫌疑なし」として真っ黒を真っ白にした。裏金作りは検察内部では公知の事実である。

原田明夫検事総長は、真っ黒を真っ白にしたり、真っ白を真っ黒にする悪質な人物である。大坪弘道と資質の点では似ている。

日本の強権を牛耳る検事総長が悪人であったならば、時の政権の権力をチェックすることなど到底出来るすべもなく、したがって国内は汚職だらけとなり、自然と滅ぶのは当然である。こんな人物が検事総長になったことで、日本の国は負の遺産を背負い込むこととなり、現在に至るも、犯罪は放置され、日本の安全は脅かされつつある。ちなみに麻薬の密入量も増加の一途をたどっているという。

ちなみに、本件事件の競売妨害をした亀谷直人は、三井環事件で検察に貸しがあると極道界に知られるところとなり、桑田兼吉の保釈問題で、2億円を受領したことなどが報道された。それにまつわって、殺人を犯し、現在、服役中であるが、その亀谷直人が獄中から、「三井環事件がなければ、この格子の中にいることはなかった」と、三井環宛てに、手紙を書いて送っている。

原田明夫元検事総長が悪事を働くから、極道までその悪影響を受け、人殺し事件にまで発展したのである。

平成13年12月頃、当時の原田検事総長に対し、検察官適格審査会に懲戒の請求をした。それに個人的な恨みを三井環に抱いたのではなかろうか。

『けもの道』については、甲第30号証、元参議院議員平野貞夫著にも触れられている。

米国では特別検察官の制度があり、特別検察官によって政治家、高級官僚等の犯罪が摘発されている。

日本には特別検察官の制度がないために、やりたい放題である。原田明夫元検事総長は、大企業の数社の顧問になるなどして、悠々自適な生活を送っている。裁判員裁判で、良識のある国民が裁判員になったならば、原田明夫検事総長を犯罪者として糾弾するだろう。

この結果、日本の社会は、ウソを言ってもまかりとおるとい社会が到来した。自宅にかかって来る電話に、身元不明な電話は出ないという国民が増えている。そして、親が子供を殺したり、子供が親を殺したり、同級生を残酷な方法で殺したり、司法関係者の子供が罪を犯して逮捕されたりしている。犯罪を隠蔽することが当たり前の日本の社会が到来したのである。

三井環は、堂々と携帯電話や事務所をオープンにしているが、一方、原田明夫元検事総長は、自分の携帯電話や事務所を公にしているか。堂々とすべきではないか。原田明夫元検事総長の検察行政がどれだけ国民に負の遺産をもたらせたか、市民連帯の会は海外に公表して、その悪事を糾弾する予定である。

日本が一番安全な国であったのは、まじめな検察官がいたからである。フィリピンのドテルテ大統領は、検察官出身であるが、元の市長だったダバオ市長のドゥテルテの執政下では、記録的な好況を実現し、ダバオには平和が訪れ、タクシーのボッタクリが無くなるなど、治安の改善を実現した。ダバオ観光局は、フィリピンでも最悪の犯罪発生率を劇的に軽減させることに成功し、「東南アジアで最も平和な都市」を標榜している。

検察は、大きな権力を持っているので、そのトップが悪いことをしよう

と思えば出来る。そして、その影響は国民の治安にも影響し、経済にも影響する。国の質にも影響が出る。日本はまじめな良い国と言われていたが、どんどん悪化しつつある。

今の日本は、自殺が多く、貧困層が増加し、6人に1人の子供が学校に行けない状況である。権力を持っているトップが悪事を行ったならば、日本の社会全部がその負の影響を受けるのである。

韓国では大統領の不正疑惑につき特別検察官の制度が導入された。その意味では日本より韓国の方が先進国である。

原田明夫の経歴と顔写真、および住所は添付資料 ⑥ のとおりである。世界に向けて、公表、糾弾すべきである。

⑬ 市民連帯の会は、平成 22 年 12 月に設立し、社会の不条理を摘発し、それを正すことを使命とする任意の団体である。会員は約 400 名おり、会費は無料である。都道府県すべてからアクセスがあり、海外でも約 88 か国からアクセスがある。主に世界の大国が上位を占めている。元検事総長、原田明夫の大悪党ぶりと、犯罪の隠ぺい体質を世界に発信し、糾弾したい。

第 4 本件懲戒免職処分は、すでに論述している通り、懲戒権の濫用であって取り消されなければならない。

① 懲戒免職処分の第 2 の公務員職権濫用罪についていえば、その資料は大阪高検刑事事務課に保管されており、庁内の者であれば、誰でも閲覧コピーが可能である。請求人三井環は、公安事務課長に対し入手してくれと指示しただけであって、どこから入手してくれとは依頼していない。まさか神戸地検に依頼して入手するとは思ってもいなかった。刑事事務課は、

公安部長室から歩いて1分くらいのところにある。請求人三井環が刑事事務課に行って閲覧コピーをしたらどうなるのか。検察の主張に従っても、何らの罪は成立しないであろう。

たまたま公安事務課長が、その資料が高検刑事事務課に備え付けられていることの知識がなかっただけである。それと対比すれば、公務員職権濫用罪が成立する余地がない。

- ② 住民票を移動した8月1日までの空白期間をとらえ、不実記載が成立するという。残代金を支払わなければ所有者とはならず、居住することは不可能である。
- ③ 住民票を7月24日に移動したのは、銀行の担当者岡田の依頼であって、それも自ら居住するために移動した。
- ④ 大規模な新築マンションの分譲では、銀行の事務手続きの煩雑さを避けるため、先に住民票を移動しているのが慣行である。人事院において職権で調査してみれば、明らかとなるであろう。

第5 いずれの案件でも、一般人の健全な常識をもって判断するならば、森山法務大臣が懲戒免職処分とした判断が、いかに非常識であるかがわかる。

人事院に対しても、法務検察、裁判所等から圧力が加えられることがあるかもしれない。人事院の目的が何であるのか、自己の良心に従って、一般人の健全な常識で判断をしてもらいたい。

## 第6 添付資料

- ① 平成13年5月24日付不動産売買契約書
- ② 鍵の連絡先メモ
- ③ 平成13年8月1日付玄関鍵の受領書
- ④ 平成13年8月1日付念書（7月26日三井環が、田中徹に依頼して、鍵の引き渡し、家具等の事前撤去等について、渡真利忠光に対し、FAXをしたその回答）
- ⑤ 日刊ゲンダイ新聞記事（判決文が事前に漏れた事実）
- ⑥ 原田明夫元検事総長の顔写真と住所と経歴